

II 鳥インフルエンザの発生

森田正治

(もりた まさはる)

滋賀県出身、酪農学園大学卒業後、中標津町の家畜診療所へ就職、在職中に道東野生動物保護センターを設立し、獣医系学生らを対象にセミナーを開講。独立後、母校の客員助教授や専門学校顧問を経て、研究所を立ち上げ環境教育に燃える。別海町野付半島ネイチャーセンター長、森田動物病院院長、NPO法人道東動物・自然研究所理事長/道東野生動物保護センター長。

一 鳥インフルエンザとは

鳥類がA型インフルエンザウイルスに感染して起こる病気を総称して言います。A型インフルエンザウイルスに感染し発症する鳥類は、ニワトリやアヒル等の家禽類が主で、毒性が強いもの「高病原性鳥インフルエンザ(H5N1型)」は、家禽類に感染すると致死率が高いです。ヒトへも感染するが、日常的に鶏の飼育や解体などに関わり、大量のウイルスを吸収するケースがほとんどで、日本での感染例はありません。ヒトからヒトへ感染する新型インフルエンザに変異する恐れがあることから心配されています。また、野鳥からヒトへ感染した例が世界にないことは、案外知られていません。

二 鳥インフルエンザの発生状況

海外におけるヒトの高病原性鳥インフルエンザ(H5N1)感染確定症例数(死亡例数)

①インドネシア 一四一(一一五)、②ベトナム 一〇七(五二)、③エジプト 五四(二三)、④中国 三八(二五)、⑤タイ 二五(二七)、⑥トルコ 一二(四)、⑦カンボジア 八(七)
合計 四〇五(二五四)、致死率六三%(WHO報告より、二〇〇九年二月五日現在)

(情報は http://idsc.nih.gov/disease/avian_influenza/)
国内における鳥インフルエンザ(H5N1型)感染確定例

二〇〇四年一月 山口県・養鶏場、二月 大分県・チャボ、二月 京都府・養鶏場
三月 大阪府・カラス、三月 京都府・カラス

二〇〇五年六月 茨城県・養鶏場
二〇〇七年一月 宮城県・養鶏場(数ヶ所)、一月 岡山県・養鶏場、三月 熊本県・クマタカ

二〇〇八年四月 秋田県(十和田湖)・オオハクチョウ、五月 北海道(野付半島)・オオハクチョウ、五月 北海道(サロマ湖)・オオハクチョウ

三 野付半島での発生の経過

四月二四日 野付半島のトドワラ遊歩道近くで、観光客がオオハクチョウ一羽の死体を発見し、

ネイチャーセンターへ通報。センターのスタッフが確認し、別海町役場へ連絡を入れ、同日の午後には役場職員二名が死体を回収。鉛中毒が心配され、野付半島ネイチャーセンター横の物置で一時保管。

四月二五日 森田が解剖のため、道東野生動物保護センターへ運び、保護センターJUN診察舎で保管。

四月二七日 解剖するも鉛中毒の兆候なく、胃内容物がなくて内臓に異常認めず、餓死と診断。

四月三〇日 水曜日のゴミ回収日に出し忘れ引き続き保管。根室支庁から連絡が入り、翌日、鳥インフルエンザ(H5N1)簡易検査の旨の指示。

五月一日 環境省釧路自然環境事務所の職員三名が訪問、簡易検査により陽性反応が出る。死体は同職員が搬出。夜、環境省釧路自然環境事務所から事実経過が発表される。

五月二日 ネイチャーセンターでは、死体回収現場や一時保管していた物置の消毒作業を二回実施。注意事項を館内に掲示するほか、玄関に消毒マットを設置。地元で対策会議が開かれ、養鶏場への消毒作業などが始まる。

五月三日 環境省釧路自然環境事務所や根室支庁職員ら検査の為に水鳥の糞のサンプリングを実施。

五月三日以降 ネイチャーセンタースタッフなどが鳥の死体や異常の監視などフィールドをパトロール。

五月五日 北海道大学で陽性と確定診断。



写真2 鳥インフルエンザ(H5N1)簡易検査を行う環境省職員。(道東野生動物保護センターにて)



写真1 鳥インフル陽性のオオハクチョウ。鉛中毒を心配して解剖したが、もし解剖しなければこの話は闇の中だった？

四 国や北海道の対策

①環境省自然環境局野生生物課から、二〇〇八年九月「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル」を発表。

②釧路市での開催に引き続き、二〇〇八年一月一八日、別海町マルチメディア館で「野鳥における高病原性鳥インフルエンザ対策連絡会議」が開催され、関係機関・獣医師会・野鳥の会から約四〇名が出席、帯広畜産大学大動物特殊疾病研究センター長の今井邦俊教授、猛禽類医学研究所の渡辺有希子獣医師が講演。環境省釧路自然環境事務所から「対応マニュアル」、根室支庁から「北海道の対応」の説明が行われた。

③便採取調査は、一〇月から翌年五月まで、ウトナイ湖・野付半島・クッチャロ湖・濤沸湖の四ヶ所で隔月にガンカモ類の糞便をサンプリングし、遺伝子検査によりウィルスの保有状況を調査するもの。

五 今後の課題

(一) 生体と遺体のモニタリング

環境省による糞便採取調査が実施されるものの、通常時では遺体の調査も「同一場所ですべて三羽以上の条件付き、ましてや、生体の捕獲調査は国内での発生がない限り実施されない。昨年、発生があった野付半島ですらこの条件があり、一羽の死体が発見されても、三羽以上でない限り検査はない(ただし、民間の自主検査はOK)。せめて発生の一年以内は「レベル1」(表1参照)の扱いで

表1 警戒区分に応じた野鳥のサーベイランス。

警戒区分	鳥類生息状況等調査	ウイルス保有状況調査				
		死亡野鳥等調査		糞便採取調査	野鳥捕獲調査	
		感染リスクの高い種	その他の種			
レベル1 (通常時)	日常的監視	同一場所で3羽以上死亡している場合(ワシ・タカ類は1羽から)に検査	同一場所で10羽以上死亡している場合に検査	10月～翌年5月までの間、環境省が予め決めた地点で糞便採取し、検査		
レベル2 (警戒時)	監視強化	死亡1羽から検査 ※②	(レベル1と同じ)	(レベル1と同じ)		
レベル3 (国内発生時)	発生地周辺 ※①	野生鳥獣の異常の監視	死亡1羽から検査	3個体以上死亡している場合(哺乳類含む)に検査	糞便採取調査を追加(1ヶ所100個) *国と協議	野鳥捕獲調査を実施(1ヶ所100羽) *国が主体
	それ以外の地域	監視強化	死亡1羽から検査	(レベル1と同じ)	(レベル1と同じ)	

※① 発生地から10km以内、但し、状況に応じ最大半径30kmまで拡大

※② レベル2及び3において、カラス類等の生息数の多い種については、検体数が急激に増えることが予想されるため、検査については、水鳥等の渡り鳥から優先的に実施するなど、状況に応じて対応する。

(二) 風評被害対策と啓蒙普及

「世界で野鳥からヒトへの感染例がない」にもかかわらず、地元の中学校では「野付半島ゴミ拾い」を延期。発生の直後には、湾内でアサリ掘りのイベントが開催されているのに……。幸い、ゴールデンウィークの観光客の入込も例年通りで、ホッ

とさせられました。今こそ、正しい知識の教育が求められています。

(三) 関係機関等との情報交換

二〇〇八年九月、北海道ラムサールネットワーク(道内のラムサールサイトの関係施設などの団体)は、行政も含む関係者が集まった「鳥インフルエンザ情報交換会」を開催し、勉強会と情報交換が行われました。オオハクチョウなどのガンカモ類が飛来する湿地の関係機関や施設が情報を共有し、対策を協議することがポイントであろう。

(四) 野鳥への餌付

観光地の白鳥などへの餌やりが問題視されています。鳥インフルエンザを心配して、極端に「餌やり禁止・自粛」の県もあるが、確かに、餌やりは好ましくはありません。しかし、数十年も餌を与え続けているのに「急ブレーキ」をかけることは、逆に、餌不足を招いて生態系を崩すことにはならないのか？



野付崎のトドワラ